

大分県報

令和五年
第四七〇号
十二月十九日

（火曜日）

目次

告示

県営土地改良事業施行申請適當の決定及び縦覧（三件）……………一
地籍調査の成果の認証……………二
道路の供用開始……………二

告示

大分県告示第五百三十八号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、宇佐土地改良区理事長大森博からの県営土地改良事業施行申請を適當と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和五年十二月十九日

事業名 県営防災重点農業用ため池等整備事業	地区名	縦覧期間	縦覧場所
	段垂池地区	令五・一二・一九から 令六・一・九まで	宇佐市役所
	大分県知事 佐藤 樹一郎		

大分県告示第五百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、瀬々隆之ほか五人からの県営土地改良事業施行申請を適當と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良

令和五年十二月十九日

事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和五年十二月十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名 県営防災重点農業用ため池等整備事業	地区名	縦覧期間	縦覧場所
	花立池地区	令五・一二・一九から 令六・一・九まで	宇佐市役所
	大分県知事 佐藤 樹一郎		

大分県告示第五百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、宇佐土地改良区理事長大森博ほか六人からの県営土地改良事業施行申請を適當と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和五年十二月十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名 県営防災重点農業用ため池等整備事業	地区名	縦覧期間	縦覧場所
	清水地区	令五・一二・一九から 令六・一・九まで	宇佐市役所
	大分県知事 佐藤 樹一郎		

大分県告示第五百四十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。
令和五年十二月十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

調査を行った者の名称 竹田市	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
	令三・六・一九から 令五・三・一五まで	竹田市大字平田・飛田川の一部の地籍及び地籍簿	竹田市大字平田及び竹田市大字飛田川の各一部	令五・一二・六
	大分県知事 佐藤 樹一郎			

大分県報（告示）

令和五年十二月十九日

大分県報(告示)

二

豊後大野市	令元・六・一二から 令三・二・二六まで	豊後大野市清川町 雨堤の一部の地籍 図及び地籍簿	豊後大野市清川町 雨堤の一部	令五・一二・六
速見郡日出町	令二・五・二六から 令四・二・二二まで	速見郡日出町大字 豊岡の一部の地籍 図及び地籍簿	速見郡日出町大字 豊岡の一部	令五・一二・六

大分県告示第五百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十二月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道緒方高千穂線	豊後大野市緒方町上冬原字畑田四六六番二 から 豊後大野市緒方町上冬原字宮ノ谷三八三番 五まで	令五・一二・一九